

一般社団法人 日本医療機器工業会 会費等規程

規 程 第 1 号
制 定 平成 21 年 7 月 27 日
改 正 平成 21 年 11 月 11 日
改 正 平成 27 年 7 月 22 日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本医療機器工業会（以下「日医工」という。）定款第9条の規定により、会費徴収基準について定める。

(入会金及び会費)

第2条 正会員は、入会金200,000円及び次のそれぞれの半期会費を前納しなければならない。
2 賛助会員は、会員口数に相当する年会費を前納しなければならない。

| 正会員 | 役員を含む企業構成員数 | 年会費 | 月額 |
|------|------------------|------------------|---------|
| | 10名以内かつ資本金1千万円以内 | 132,000円 | 11,000円 |
| | 25名以内 | 180,000 | 15,000 |
| | 26名以上 50名以内 | 312,000 | 26,000 |
| | 51名以上 100名以内 | 444,000 | 37,000 |
| | 101名以上 200名以内 | 576,000 | 48,000 |
| | 201名以上 300名以内 | 624,000 | 52,000 |
| | 301名以上 | 672,000 | 56,000 |
| 賛助会員 | | 一口 100,000円（年会費） | |

(会費の算定)

第3条 正会員の会費の算定の基礎となる企業構成員数は、役員、常勤構成員、非常勤構成員に分けその員数を次の方法で算定する。

- (1) 役員は常勤役員のみとし、非常勤役員はこれに含まない。
 - (2) 常勤構成員とは、正社員・有期雇用社員・業務委託契約社員・派遣社員等、企業の所属の有無に関係なく当該企業における規定労働時間勤務する者をいい会費算定の対象とする。
 - (3) 非常勤構成員とは、(1)(2)以外のものとし、概ねそれを満たす半分以上^の労働時間で当該企業を取り決めた時間勤務する者をいい、その半数を企業構成員数に加える。
 - (4) 医療機器専門業でない部門がその企業に含まれる場合は、その部門の構成員は企業構成員数に含まない。ただし、経理、人事、総務、庶務、経営企画などいわゆる管理部門の構成員は、年商に対する医療機器の売上比率分を企業構成員数として加算する。
- 2 毎年度の初めに前年度1月1日現在の構成員数を日医工に報告し、その増減によって年会費を算定するものとし、報告がない場合は、事務局において理事会の承認を経てこれを設定する。
 - 3 団体が正会員として入会する場合は、当該団体の構成内容を勘案して算定する。

(入会手続き)

第4条 日医工に入会しようとするときは、代表者を定め、所定の入会申込書に該当事項を記入のうえ、入会金及び半期分の会費（賛助会員は年会費）を添えて申し込むものとする。年度の途中で入会する正会員は、申し込みの時点をもって月割計算するものとする。

- 2 日医工の会議または定款第50条に定める部会、委員会に、正会員の代表者が常時出席できないときは、あらかじめ代理人を指定することできる。
- 3 入会を認められなかつた者に対する入会金ならびに会費の返還は、理事会における議決後30日以内にこれを行うものとする。ただし利息はつけない。

付 則

この規程は、平成21年 7月27日から実施する

この規程は、平成21年11月11日より改正する

この規程は、平成27年 7月22日より改正する